

令和元年度第9回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年12月9日(月)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後2時55分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長職務代理) 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	無
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 大田正夫委員 三島道政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美徳委員 植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 田村係長 長谷川係長 妹尾主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

- エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- カ 第6号 下限面積（別段面積）の設定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時40分

議長（高西会長）

それでは、第9回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号17番の森中委員と議席番号18番の矢倉委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、ありません。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは4ページ、番号36の彦名町について審議します。

事務局（妹尾主幹）

番号36の彦名について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が以前から耕作されていた農地を兄である譲渡人と合意され、贈与で取得しようとするものです。取得後の経営面積は32アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

36番の議案については、概略は先程事務局が説明したとおりです。若干補足しますと、申請地は彦名の内浜産業道路をまたいだ所でして、5筆2、480平方メートルの農地です。譲受人と譲渡人は兄弟で、兄の農地を弟が贈与により取得するものです。現況は兄の名義である5筆の農地を30年前から弟が耕作しておりましたが、母の死亡を機に贈与により弟に一元化しようとするものです。11月26日に

公本委員と田口推進委員で現地確認いたしました。5筆のうち3筆はねぎを耕作しておられました。2筆はいつでも耕作が出来るように管理してありました。許可については問題ないと思われしますので、よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号37の尾高及び下郷について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

番号37の尾高及び下郷について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が、農地を母である譲渡人と合意され、贈与で取得しようとするものです。取得後の経営面積は48アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

37番の議案について説明します。現地調査は11月28日、調査委員は中本委員、尾坂推進委員です。申請地は〇〇の北に位置します尾高の田2筆と、下郷の田6筆です。合わせて計4,847平方メートルの農地となります。本件は、娘である受人にこの度、高齢のために贈与を行うというものでありまして、管理につきましても水田できちんと管理されていまして、許可については問題ないと思われしますので、よろしく審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号38の大篠津町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

番号38の大篠津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が、農地を兄である譲渡人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は41アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

38番の議案について説明します。現地調査は10月26日、調査委員は角委員、本池推進委員です。申請地は〇〇の南に位置した住宅に挟まれた畑1筆416平方メートルの農地となります。農地を譲渡人である兄から弟の譲受人にこの度合意をされ売買を行うものです。受人は畑を3反8畝耕作されております。現在家庭菜園的に利用されており、手入れもきちんと行われていました。許可については問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号39の高島について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

番号39の高島について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人が、売買を希望されていたところ、近くに住む譲受人と合意され売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は30アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願います。

森中農業委員

39番の議案について説明いたします。現地調査は11月25日、調査委員は森中委員、田邊推進委員です。申請地は高島の畑3筆合計226.91平方メートルの農地となります。農地に自宅が隣接する譲受人に譲渡人から買って欲しいとの要望があり、協議の結果、合意され売買を行うものです。受人は田を2反3畝。畑を4畝耕作されております。譲り受ける農地については、きちんと耕作されており、許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、6ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、7ページ、番号78の上福原について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

78番の議案について説明します。今日最後に現地調査をした所です。詳細は議案および別紙を参照していただければと思います。転用目的は、小規模多機能型居宅介護施設の設置です。規模的には通いの方が18人位、泊りの人が6人くらいの規模です。現地を吉澤委員、影嶋推進委員で12月3日に現地確認しました。面積的には3反以下というような縛りがありましたので2,983平方メートルという面積になっています。造成計画は、盛土を12センチから61センチ、擁壁はL字擁壁を周囲にするという計画にしています。雨水排水は、敷地内に浸透性の高い舗装をして、その下にドレン用のパイプをし、それから更にそれを受けた溜桝から道路側溝へ流すという事になっています。汚水排水は公共下水道に流すと。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しております。開発許可は見込みがあり、農地区分は第2種農地という事で、転用について問題はないと思われます。この計画は、地元の実行組合と2回位協議をしました。先程申しました雨水の浸透の問題とか、敷地内に油が流れた時の油取用のそういったものを設けてくれというような事とか、いろんな事を取り入れてもらったうえで排水の同意を貰っており、問題は無いと思いますので、審議の方よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

地域の要望が強かったとのことですが、要望は自治会から出たのですか。

吉澤農業委員

そこは確認してないですけど、車尾地区、上福原地区、人口は多いですがそういった施設が無いからです。

議長（高西会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続きまして、番号79の美吉について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐推進委員

79番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。11月25日に関係業者から被害防除等の説明を現地で遠藤委員、岩佐推進委員、事務局職員2名で受けました。造成計画は現状のまま利用のため整地のための計画です。雨水排水は地下浸透で問題はありません。フェンスの高さは1メートル20センチです。雑草対策は年に3回程度草刈をします。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。隣地住民の同意も確認しています。総合的な管理は〇〇が行います。農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

高橋農業委員

地上権について、再度皆さんに分かるように説明してもらえませんか。

事務局（田村係長）

地上権について説明をします。地上権は、登記法上認められた行為として、土地の所有者は土地の所有権を持っておられますけど、そこから上の権利に対して登記をするという事で権利を委譲するものです。

高橋農業委員

地上権の場合、それを設定した場合は地主の承諾なく第三者に譲渡できると法的に認められている性質ですが、そのあたりを含めて。

議長（高西会長）

担当委員さんはそのへんは聞いておられますか、高橋委員が言われた事を。

遠藤農業委員

地上権がすぐ第三者に動くとかいう事は考えなかったものですから。

ただ、地上権という事で工事をすると土地の所有者も納得しておられます。

議長（高西会長）

分かりました。事務局、後日確認して、次の総会の時に報告して。

事務局（田村係長）

地権者の方も地上権の事は良く分かっているという事です。

高橋農業委員

地権者の方は、そのあたりの権利関係については十分理解されていると思いますので問題は無いと思います。

議長（高西会長）

分かりました。ちょっと事務局にそのへんがいつも出て来るから、なかなか普通の委員さんでは、失礼な言い方かも知れんが分かりにくいと思うので、そのへんをきちんと調べて分かるように。

事務局（宅和事務局長）

それは地上権の内容の説明ですか。

議長（高西会長）

今後もまた出て来るこういう問題が。だからその時に誰もが良く理解出来るように書面で配布してあげるといいかなと。

事務局（宅和事務局長）

何を配布すればいいですか。

議長（高西会長）

よく分からないのではないですか、みんな。

公本農業委員

私は分かりました。

議長（高西会長）

他の人はいいですか。

森中農業委員

私も了解。分かりました。

議長（高西会長）

他の人はいいですか。皆が良く理解していて必要無いと言われればいいですが、毎回こんな問題が出てくるから、皆がよく理解していな

いのかと思って心配した訳ですけども、いかがですか。

矢倉農業委員

賃貸借と地上権の違いを簡単に。

事務局（宅和事務局長）

賃貸借では、土地の所有者が変わった場合、上に借りている人はそれに対抗できません、賃貸借権を登記しなければ。土地の所有者が変わった場合、返せと言われた場合は返さなければなりません。地上権でしたら、土地の所有者が変わっても土地の所有者に対して対抗が出来ます。そこが大きな違いです。

議長（高西会長）

分かりましたか。

吉澤農業委員

今、局長の話は、土地の持ち主側から見た時の事を言われたけども、上の持ち主側が変わる場合は。

事務局（宅和事務局長）

上の持ち主が変わる場合ですが、土地の所有者と地上権を設定した人の地上権設定契約というものがありまして、契約期間、賃料等定めた契約をするのですが、上の人が変わった場合はその契約内容を引き継ぐというような条件になっていると思います。前の契約が無効で、上の土地を好き勝手に使い、お金も払わないといった話にはならないと思います。

議長（高西会長）

結局、地権者はその間に借りる人が変わっても、問題無いということで。

事務局（宅和事務局長）

地代も請求できますし、問題は無いと思います。

議長（高西会長）

地上を借りる人、土地の所有者その両方のどちらかが移動した場合などいろいろ説明されましたが、分かりましたか。

委員さんが黙っておられたら困ります。分かったって言われれば今後、この問題が出た時には、議題に上がらなくても皆良く理解されていると思って進めますがいいですか。

（委員各位）

はい。

議長（高西会長）

はい、分かりました。それなら事務局、今後はそんな具合にお願いします。

そうしますと採決したいと思います。

異議の無い方は挙手願います。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号80の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

80番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、住宅の建築を計画したものです。12月3日に大縄委員、三島推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土を最高35センチ行います。擁壁は、周囲に高さ40センチのコンクリートブロックを設置します。雨水の排水は、敷地内の溜桝から、新設の道路側溝へ流す計画です。汚水の排水は、公共下水道へ接続する計画です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しております。隣接農地は申請者の土地ですので耕作同意は不要です。開発許可に

については、見込みがあることを確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域にある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号81の彦名町および番号82の彦名町について、隣接ですので一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

81番と82番の議案について一括して説明いたします。詳細は議案および別紙のとおりです。81番は売買によって、82番は贈与によって転用し住宅の建築を計画したものです。場所は〇〇に隣接する農地です。11月26日に公本委員、田口推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土を100センチ行います。今回の申請地周辺は、既に宅地化していて、申請地の外周にL字擁壁が入っております。敷地境界の部分にコンクリートブロック高さ20センチを2段設置します。雨水排水は、敷地内の溜枳から既設の道路側溝へ流す計画です。汚水排水は公共下水道へ接続する計画です。隣接耕作者同意は申請地以外に農地がないため不要です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認済みです。開発許可については、見込みがあることを確認しています。農地区分は、管理設道路沿道の区域で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号83夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

西村推進委員

83番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、住宅の建築を計画したものです。12月6日に泉委員、西村推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土を30センチから40センチ行います。擁壁は、周囲に高さ50センチのL字擁壁を設置します。雨水の排水は、敷地内の溜桝から、汚水の排水は、合併浄化槽から、既設の道路暗渠排水路へ流す計画です。隣接耕作者の同意ですが、1名の地主さんの所在が不明のため同意書がございません。状況説明理由書を添付しておりますので、特に問題は無いと考えております。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しております。開発許可については、見込みがあることを確認しています。農地区分は、10ヘクタール未満の住宅等が連たんする区域に近接する区域内のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ番号84の葭津と番号85の葭津について、隣接ですので一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

84番と85番の議案について、一括して説明いたします。転用目的は、住宅の建築を計画したものです。12月8日に矢倉委員、松本推進委員と現地確認しました。造成計画は、高さ40センチから50センチの盛土を行います。擁壁は、高さ100センチのL字擁壁を敷設します。雨水排水は、敷地内の溜桝から既設の道路暗渠排水路へ流す計画です。汚水排水は、合併浄化槽から既設の道路暗渠排水路へ流す計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認済です。開発許可については、見込みがあることを確

認しています。農地区分は、10ヘクタール未満の住宅等が連たんする区域に近接する区域内のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号86の葭津について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

86番の議案について説明します。転用目的は、一般住宅の設置を計画したものです。12月8日に矢倉委員、松本推進委員と現地確認しました。造成計画は5センチから20センチ切り土し、5センチから20センチ真砂土で造成し整地する計画です。雨水排水は、敷地内の溜桝から、既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は、合併浄化槽から、既設の道路側溝へ流す計画です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しております。隣接農地は申請者の農地のみです。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、集団農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号87の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

角農業委員

87番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の設置を計画したものです。関係業者から被害防除等の説明を、松本推進委員、事務局職員2名で受け現地を確認しました。場所は駅の近くなので第3種農地になります。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。米川土地改良区の意見書というのは、決済金を払ってもらって、用水路とか施設に害が無い限り転用させても差し支えないという名目を出しておりますので、必ず地元調整はしてくださいよという事を添えて意見書を出しています。現状のまま使うという事で、雑草を刈ってそこに直接太陽光設備をすると。周囲は150センチのフェンスを設置しまして、道路からは太陽光のパネル等に手が届かない条件で設置となっております。年に2、3回除草作業をやるという事です。地下浸透という事ですが、大雨で増水した時には既存の排水路に流れるという事で、こういうものは年に1回か2回あるかないかという感じです。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号88の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

88番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。11月25日に森中委員、仲本推進委員とで現地確認をしました。転用目的は住宅建築です。申請者はアパート住まいですが、手狭になってきたため、父の土地に住宅の建設を計画されたものです。造成計画は盛土を5センチから30センチ行います。周囲は土羽打ちを行って、土砂等の流出防止措置を行います。雨水の排水は敷地内の溜桝から既設の農業用排水路へ流す計画です。汚水排水は、合併浄化槽から既設の農業用排水路へ流す計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意も確認しております。開発許可については、見込みがあることを確認しています。農地区分は、500メートル以内に駅等があるため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号89の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

89番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。11月25日に森中委員、田邊推進委員と現地確認しました。転用目的は、中古自動車事業の拡大を行うために駐車場を計画されたものです。計画では大型車両を含め30台から50台ぐらいを駐車するという事です。造成計画は盛土を最高40センチくらい行い、厚さ5センチの砕石を敷設するという事です。擁壁は周囲を高さ20センチのコンクリートブロックで囲み、土砂流出等を防ぐという事です。雨水排水は、地下浸透及び自然勾配により流下させ、既設の道路側溝へ流す計画です。汚水排水は発生しないという事です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意も確認しております。農地区分は、周辺が雑種地や宅地などに囲まれた小集団の農地のため、第2種農地に該当すると思います。転用について問題はないと思われますので、よろしく審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号90の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

90番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、売買によって太陽光発電施設の設置を計画された

ものです。11月25日に森中委員と田邊推進委員、事務局、業者と3者で、被害防除について現地確認を行いました。造成計画は盛土15センチから20センチくらい行って、碎石を敷設する計画です。雨水排水は、地下浸透と自然流下により農業用の用排水路へ流す計画であるという事で問題無いと思います。申請地の隣接者の同意は得ております。また、周囲に高さ1メートルのフェンスを設置するという事です。雑草対策は、碎石敷設と、年3回程度定期的に行う予定の計画であるという事です。パネル等の総合的な管理は、〇〇が行うという事です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思います。転用について問題はないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号91の淀江町佐陀と番号92の淀江町佐陀について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

91番と92番の議案について一括して説明いたします。転用目的は91番が集合住宅、92番が駐車場です。受入は当該地区で会社経営をしていて、92番の駐車場は自社の従業員及び来客用の駐車場にする予定です。場所は〇〇の北側で、住宅化が顕著な所で現在は畑地です。11月30日に担当農業委員と現地確認しました。造成計画は共に盛土を25センチ行います。共同住宅はアスファルト舗装し、駐車場は碎石敷きの計画です。擁壁はいずれも周囲をコンクリートブロック12センチ×3段積みとし、その上にフェンスを80センチ設置します。雨水排水は、共同住宅は敷地内の溜桝から既設の道路側溝へ流す計画です。駐車場については地下浸透と自然流下により、既設の道路側溝へ流す計画です。汚水の排水は、共同住宅は公共下水道へ接続する計画です。駐車場からの発生はありません。隣接耕作者同意、実行組合がないため地元自治会の排水同意を確認済です。土地改良区は該当ありません。農地区分は、管理設道路沿道の区域で第3種農地に該当します。説明は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、11ページ、議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは始めに、17ページ番号12-13を審議します。関係者の大塚推進委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

17ページ番号12-13は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。大塚推進委員の着席を求めます。

14ページ番号12-1から16ページ番号12-12及び、18ページ番号12-14から21ページ番号12-16までを一括審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

14ページ番号12-1は新規設定です。

12-2は再設定です。

12-3は新規設定です。

14ページ番号12-4、12-5、15ページ番号12-6、12-7、12-8、12-9及び16ページ番号12-10は再設定です。

12-11は新規設定です。

12-12は再設定です。

18ページ番号12-14、19ページ番号12-15、及び20ページから21ページの番号12-16は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、23ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号12-11から番号12-17までを一括して審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

23ページ番号12-1から25ページ番号12-17まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので8件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で4件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で5件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、28ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、29ページ番号3を審議します。関係者の泉委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

29ページ番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号3の選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。関係者の泉委員の着席を求めます。

続きまして、29ページ番号1から番号2及び番号4から31ページ番号13までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

29ページ番号1から番号2及び番号4から31ページ番号13まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号5の富益町〇〇番につきましては、使用貸借期間が5か月となっています。使用貸借終了後は、富益町〇〇番及び〇〇番とあわせて、

令和4年12月31日まで同一の担い手農家が借り受ける計画です。

29ページ番号1から番号2および、番号4から31ページ番号13までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、32ページ、議案第5号をお願いします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局（田村係長）

33ページをご覧ください。申請者は〇〇の方で、農地4, 171.88平方メートルの内2, 844平方メートルについて、相続税の猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。こちらの農地を地元の大縄委員、山中推進委員に立ち会っていただき現地確認をしたところ、適正に耕作管理されていました。

続きまして34ページをご覧ください。申請者は先に説明した方と同一世帯の方で、農地4, 171.88平方メートルの内715平方メートルについて、相続税の猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。こちらの農地を小西委員、佐々木推進委員に立ち会っていただき現地確認をしたところ、適正に耕作管理しておられました。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。

無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。

続きまして、35ページ、議案第6号をお願いいたします。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）の設定について

下記のとおり提案します。事務局より説明してください。

事務局（長谷川係長）

下限面積の設定について説明します。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について提案します。農地法3条における下限面積とは、農地の売買等をする場合の許可要件の一つで、許可後の経営農地の面積の下限を定めているものです。下限面積は、農地法施行規則の設定基準により、自然的、経済的条件から同一と認められる地域を設定区域として、10アール以上の面積で定めること。また、設定区域内において、下限面積未達の農家数が、設定区域内の農家総数のおおむね4割であることが基準となります。以上の基準を踏まえ、農業委員会では毎年、下限面積の検討をすることになっています。この度の設定方針としては、農地法施行規則第17条第1項を適用し、下限面積の変更を行おうとするものです。変更理由は、農地台帳による集計の結果、一部の設定区域内において、現行の下限面積未達の農地を耕作している農家が増加し、設定区域内の経営面積の比率から、下限面積の変更を行う事が適当と考えられたからです。本案が、決定された場合、告示の手続きを行い、令和元年12月18日以後の申請に適用を考えています。次に37ページをお願いします。各区域の現行の下限面積と変更後の下限面積案を表示しています。変更する区域は備考欄にその内容を記載しています。次に38ページをお願いします。設定区域ごとの経営耕地面積別農家世帯数一覧を表示しています。こちらについて少し説明をさせていただきます。区域名の旧米子、車尾をご覧ください。一番上の世帯数が10アールから15アールの経営面積規模の欄が57となっております。また一番右端の旧米子、車尾世帯の区域の世帯の合計が305となっております。合計305の内、世帯数57については、その下に記載していますが、割合として構成比が19パーセントとあります。同じく経営面積規模15アールから20アールについて、世帯数が54とあります。こちらが305のうち54については、構成比としては18パーセントです。その下の構成比の累計について、10アールから15アールで19パーセントありまして、その次に15アールから20アールの18パーセントを足して、若干四捨五入して数字は変わっておりますが、36パーセントと書いています。こちらが概ね4割に達しているとみなし、旧米子、車尾については、下限面積が20アールと設定されております。この度の変更内容について、福生、福米をご覧ください。当該区域は平成29年12月総会で下限面積を25アールと設定していますが、その時と比較して25アール以上の経営面積の世帯が減少傾向にあり、逆に10アールから15アール及び15アールから20アールの経営面積の世帯数が増加しているため、経営面積別の世帯数から計算される構成比が10アールから15アールと15アールから20アールの合計で概ね40パーセントに達しています。そのため、福生、福米地区の下限面積を現行の25アールから5アール減らして20アール

に変更しようとするものです。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

角農業委員

彦名新田を含むとなっておりますが、彦名干拓地は同じ枠でというのはどうかと思ひまして、別にした方が分かりやすいんじゃないでしょうか。彦名新田は1区画が3反からですので、この数字はかなり変わってくると思うのですけども。ちょっとそのへんを調整願いたいですが。

事務局（長谷川係長）

今、角委員さんからご意見をいただいておりますが、計算上の問題ですので、仕訳として彦名新田を別に抜き出すことは出来ますので、それにつきまして総会の中でご審議いただければと考えております。いかがでしょうか。

議長（高西会長）

今、角委員さんが質問されました内容分かっていますか。

森中農業委員

審議という事ですが、彦名と崎津、彦名新田を含むという、それと崎津と別々にしたらどういう事になるのか、参考までにそれは出していないのか。

事務局（長谷川係長）

この度の仕訳の仕方としまして、基本的に当該区域内に居住している農家の経営面積として表を計算しておりますので、正確に言います

と彦名新田に居住者はおりませんので、もし彦名新田だけ別枠で表示する場合には、改めて台帳から計算し直す必要がございますので、今この場で申し上げることが出来ません。

田中農業委員

経営面積ということなので、あまりこだわらなくてもいいように思います。

角農業委員

私もこだわる訳じゃなしに、彦名新田をはねた彦名、崎津ではどういう状態かというのを知りたかっただけです。こういう調査も出来ればお願いしたいという事だけです。

議長（高西会長）

事務局、後日ちょっと調べて計算してみて、また次の総会にでも教えて。

事務局（長谷川係長）

改めて計算して報告します。

議長（高西会長）

他に何かございませんか。

吉澤農業委員

今回、福生、福米変わるのですけども、変わった時の良い事と悪い事を教えていただけますか。

事務局（長谷川係長）

3条の下限面積に直接影響いたしますので、メリット、デメリット含めて土地の流動化がしやすくなるというところと考えます。

吉澤農業委員

福生の方で下限面積に関わる問い合わせはありましたか。

事務局（長谷川係長）

3条の相談があった時に下限面積の規定があったために、出来なかったとか出来たとか、そういった案件があったかという事でしょうか。

吉澤農業委員

はっきり覚えてないならいいです。なんとなく面積が少なくなると寂しいような気がして。

角農業委員

新規就農者は初めに持つ面積がこれだけないと参入出来ない訳で、買えない訳ですね。それで今一番影響を受けているのが新規就農者です。それで他人から借りてプラスして、例えば3反なら3反にして参入してくるのが現状な訳です。例えばこれが2反に変われば2反で参入できる利点があるんで、あまりその辺はこだわらんでいいと思います。

議長（高西会長）

はい、分かりました。

私の経験では、農地を取得するのに下限面積をオーバーしなかったものですから、困られて相談に来られて、あと不足する所を借りてあげて、そうして取得してもらった事がありますが、まあそういう具合です。

吉澤農業委員

手はいくらでもありますが、変えた方がいいか、このままでいった方がいいかどっちがいいかなと地元としては思ったものですから。

議長（高西会長）

もしも農地を取得して営農したいという人が下限面積で委員さんに相談されることもあると思います。その時は誰か出し手がおらんか調べて出来るだけそういう人に寄り添ってお世話いただきますようにお願いします。

田中農業委員

下限面積というのは、経営面積がゼロの人でも要するに下限面積を超えたらいいという事ですね。

森中農業委員

贈与とかいう時には下限面積に関わらず農地を耕作出来るという事になるのではないかな。

事務局（宅和局長）

法律上は下限面積の適用が家族内でもあります。例えば家族間で農地を譲りたいのだけど下限面積が無くて、家族間でも譲れないというケースもあります。

田邊推進委員

今まではねえ、相続の場合は、下限面積は審議してないのではないかな。

事務局（宅和局長）

3条許可の対象は所有権の移転です。相続は所有権移転の扱いではありませんので、3条許可は不要です。相続が発生するまでに、親から子に贈与したいというケースも相談を受けますが、そういうときに下限面積が足りない事はよくある事で、他所の土地を併せて借りて、

下限面積を超えて3条で親から子に贈与するというケースはあります。

田邊推進委員

でも実際に親から相続なり贈与でもらう時には、例えば3反あってもその中の1反だけをという事はあるのだよな。

事務局（宅和局長）

例えば世帯で3反あって、下限面積が3反という事であれば、世帯で下限面積を考えますので大丈夫です。許可が下ります。下限面積を超えているという事で。

田邊推進委員

例えば相続で他所に嫁いだ子供なんかの場合は。

事務局（宅和局長）

相続であれば、どんなに小さく分散しても相続できます。相続は許可不要です。規制の対象としては贈与の場合とかですね。親から子に名義変更を、生前贈与したいというようなケースがあれば下限面積が必要です。

議長（高西会長）

分かりましたか。要するに相続する時にはいいけども、生前贈与をされる場合は、下限面積が影響してきます。この尾高の件は親御さんが嫁がれた先の娘さんに生前贈与されるという事で。他にありませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

下限面積を福生、福米を25アールから20アールに減じてという事で、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり、下限面積を設定することに決定します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当局長補佐）

報告いたします。

39ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

40ページから43ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、44ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について4件を受理しています。

次に、45ページの非農地転用現況証明について、3件を証明しています。

次に、46ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

次に、47ページから48ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、2件を証明しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので、県農業会議会議員の事務報告をさせていただきます。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（日浦担当事務局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

他にありませんか。無いようですので、これを持ちまして、第9回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時50分